

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定により、令和5年1月1日から12月31日までの間に阿賀野市選挙人名簿抄本を閲覧した者は次のとおりである。

令和6年1月4日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

## 1. 閲覧（申出）件数 5 件

番号	閲覧の年月日	申出者の氏名 (主たる事務所の所在地)	利用目的の概要	閲覧に係る 選挙人の範囲
1	R5.6.13 (火)	株式会社 スピードリサーチ (新潟市東区小金町1丁目7番1号)	「性の多様性等に係る県民意識調査」対象者の住所等を把握するため	第2投票区（水原上町、水原中町、水原下町、天朝通り、旭町、小川町、水原横町、南新町、諏訪町、新々町、水原新栄町、東雲町、東柳町、柳町、北新町、新光町、西外城、中外城、下袖）、第9投票区（堀越上、堀越中、堀越下、町村、堀越外城、坂町、越御堂、小境、中潟上、中潟中、中潟下、福田、牧島、境新、七石、野地城、庄ヶ宮、荒屋、上中野目、上中、市野山、土橋、新市野山、すみれ野、みずほ、あやめ、あさひ、シンフォニー市野山）、第13投票区（新町、下学校町、上学校町、東学校町、原町、沢田、竜下）、第21投票区（姥ヶ橋、曾郷、金淵、下黒瀬、上黒瀬、田山、城、窪川原、京ヶ島第一、京ヶ島、さくら団地、美里団地、曾郷エコタウン、曾郷あさひ、夢タウン姥ヶ橋、シンフォニータウン曾郷、サンセット曾郷）、第30投票区（中ノ通、飯山新、藤屋、高田、山倉・上関口、山倉新田、しらとり、南沖山、下福岡、本明、島田、沖、上高田、榎船渡、上飯塚、船居、沖ノ館）の18歳以上79歳以下の男女。

2	R5. 8. 22 (火)	株式会社 I T スクエア (新潟市中央区万代 3 丁目 1 番 1 号)	「新潟県総合計画に係る 県民意識・満足度アンケート」対象者の住所等を把握するため	第 3 投票区 (中島 1、中島 2、中島 3、中島 4、中島 5) 第 4 投票区 (中島 6、学校町、弥生町、桜木町、下金田) 第 7 投票区 (天神堂、千原、沖通、泉) 第 17 投票区 (小浮新田、小浮本村上、小浮本村下、野田、嶋瀬、千唐仁上、千唐仁下) の 18 歳以上の男女
3	R5. 9. 8 (金)	株式会社 スピードリサーチ (新潟市東区小金町 1 丁目 7 番 1 号)	「県民から信頼される県立病院づくりのための住民アンケート調査」対象者の住所等を把握するため	第 1 投票区 (泉町、堰場、元町 1、元町 2、庚町、停 1、停 2、停 3、あがの) 第 6 投票区 (松井町 1、松井町 2、水原栄町、南町、前山口、新橋、館の越、上山口、中山口、下山口 1、下山口 2、下山口 3、南山口、シンパシー、みそら野、杉並、消防通り) 第 8 投票区 (若葉町、緑町、稲荷町、白鳥荘、百津) 第 20 投票区 (山本新、水原寺社、熊居新田、切梅新田、安田寺社一、安田寺社二、安田寺社三、安田寺社四、安田寺社五、物見山町、かがやき苑) 第 26 投票区 (笹岡、山崎、発久、下山屋、塚田、上山屋、蒔田、赤水、野村、須走、横山、押切、金屋、次郎丸、上坂町、五頭の里) の満 18 歳以上の男女
4	R5. 9. 21 (木)	一般社団法人 共同通信社 (東京都港区東新橋 1 丁目 7 番 1 号)	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出のため	第 12 投票区 (宮町、安田上町、安田中町、安田下町、片町、浦町、安田栄町、千刈町、小路、本町、安田横町、門前、御城町) の 18 歳以上の男女
5	R5. 11. 21 (火)	一般社団法人 中央調査社 (東京都中央区銀座 5 丁目 15 番 8 号)	「政治・経済・社会に関する意識調査」対象者抽出のため	第 1 投票区 (下条町) の 18 歳以上の男女